

# 唐代の京兆尹とその統治について

築山治三郎

はしがき

この小論は唐代の地方制度と地方官の統治に関するもので、京兆府と京畿県の地方官を中心にしてその統治について述べたものである。唐は初め州県を置いたが、後、特別地域に府県を置き、帝都長安のある京畿県は最も重要な地域であったからその統治は全国の範たるべきであり、その影響する所大であったから京兆府、京畿県を中心としてその統治について問題としたものである。

順序として、一、京兆府の管轄と戸口について、二、府尹、京畿県令の官制、任用、待遇、職掌等について、三、京兆府を中心とする豪強対策と治安について、四、京畿県の農民生活とその対策について、五、府尹、京畿県令の農民統治と農民庄迫について、最後むすびとしたいと思う。

地方長官としての京兆府尹、京畿県令の職掌はあらゆる方面に亘っているが、とくにこの小論は治安維持、豪強対策、農民生活と農民統治を中心としたものである。

唐代の京兆尹とその統治について

一、

唐代の京兆府は初め雍州といったが、雍州の管轄区域は古代の雍州ではない。また漢代の三輔の管轄区域全部を指しているのではない。新唐書<sup>卷三七</sup>地理志に、

関内道蓋古雍州之域、漢三輔、北地安定上郡及弘農、隴西、五原、西河、雲中之境。

古雍州と漢の三輔と同じ区域のように説明しているが、古雍州は漢の三輔を含み大なる区域であった。通典によれば、古雍州と今之雍州について説明しているが、古雍州は唐の関内道を指しており、今之雍州は漢代の京兆尹であって、隋が初めて雍州を置き、煬帝の時京兆郡と改め、唐初これを雍州とし、開元三年京兆府と改めたと見えている。開元三年は開元元年の誤りであることは通典<sup>卷三三</sup>州郡及び旧唐書<sup>卷一</sup>本紀によって明らかである。

漢の三輔は京兆尹、左馮翊、右扶風であって鎌田氏はその管轄区域について説明しているが、唐代の京兆府は漢代の京兆尹の管轄と同じでは

なく、唐代の京畿がほぼ漢代の三輔に当たっている。<sup>④</sup>分天下為十五部京畿、都畿一とあり、京畿は京兆、華陰、扶風、馮翊、新平等郡とあって漢代の三輔、即ち京兆尹、左馮翊、右扶風が含まれている。京畿は京兆、華州、同州、岐州、汾州、商州等であって、これらの地域を京畿採訪使の監督下に置いた。唐代の京兆府は京兆尹の大部分と左馮翊、右扶風の一部分を含み、唐代の華州は京兆尹の一部、同州は左馮翊の一部、岐州、汾州等は右扶風の一部であったことがわかる。

唐代の文献に三輔、関輔、関中、京畿という言葉が屢々見えるが恐らくほぼ同じ地域を指すものと思われる。漢代の三輔が唐代になっても使われるのはそれが特別区であったからであり、唐代の京畿が他と比べて最も重要な地域であったからであろう。

漢代の京兆尹は十二県、左馮翊は高陵、長陵等二十四県、右扶風は長城以下二十一県合計五十七県であるが、唐代の京畿管轄の県は京兆府及び華、同、商、岐、汾等五州合せて五十一となるから漢代の三輔と唐代の京畿がほぼ同じ地域であることがわかる。このうち京兆府については旧唐書地理志に隋代に二十二県、唐代旧領県十八、<sup>⑤</sup>天宝領県二十三とあり、新唐書地理志には領県二十とあって旧、新両唐書にそれぞれその領県の名をあげ、その管轄の変遷について説明している。新唐書は旧唐書より県三つを減じているが、時代によって京兆以外の州に属したり、また同一県に合併されることもあったからであろう。

いうまでもなく、漢代の県の管轄区域が唐代のそれに同じでないものもあり、また県の名称も時代によって変わったところもある。要するに唐代の京兆府は漢代の京兆尹十二県の大部分と左馮翊、右扶風のそれぞれそ

若干の県を含んだ地域であると考えられる。

次に京兆府及び府下京畿県の戸口について調べて見よう。旧唐書<sup>三</sup>地理志によれば旧領県戸口と天宝領県戸口をあげているが、非常に相違がある。これを両唐書地理志及び通典<sup>一六二</sup>州郡にある戸口をあげると、

府	縣	戸	口	出典
京兆	二〇	三六二、九二一	一、九六〇、一八八	新唐書
	一	三三四、六七〇	九二〇、〇三一	通典
	一八	二〇七、六五九	九二三、三〇〇	旧唐書 (旧領県)
〃	二三	一六七、一〇〇	三、九六二、九三一	旧唐書 (天宝領県)

右表の通りである。この三書を比較すると戸口に相当の相違があることがわかる。旧唐書の天宝戸口は何れも間違であることは戸が一六万に對して口が三九六万とあるが、三九六万は一九六万の間違いか、それにしても戸数の一六万は甚だ少ない。通典と旧唐書の人口は殆んど同じであるが、戸数は通典が一三万も多い。新唐書の戸口が一番妥当なものではなからうか。これによると大体一戸平均五、五人となり、旧唐書の旧領戸口も一戸平均四、五人であるから妥当と思われる。旧領戸口は恐らく唐初であろうし、天宝領戸口は最も戸口の増加した時代であったが最大戸口は新唐書の数が最も妥当と思われる。

京兆府のうち長安の人口を最大一〇〇万とすると残りの九六万が二十三県の人口となる。すると一県の平均人口が四万余となって最も妥当な数となる。旧唐書地理志によれば、唐初の人口九二万で天宝領人口三九六万は四倍以上となるが、唐初から人民の流亡があり、開元の治世に入

口が著しく増加し、中央京兆長安に集中したと思われるが、いくら集中しても四倍以上になることはないし、増加しても二倍位であろう。何れにしても人口が増加したことは間違いないが、人口増加とともに物資の不足、生活の困難を来したに違いない。そこで、

載初二年秋七月、徙関内雍、同等七州戸数十万以実洛陽。

とあって武后の世、人口増加、物資不足によって関内七州の戸数十万を徙している。これは雍州、同州等京畿の州を徙したに違いない。それでも京兆の人口は莫大な数に上っていた。しかし安史の乱以後戸口減少したことは間違なく、通典にあるように半減したものであろう。

二、

唐は初め隋の京兆郡を改めて雍州といい、その長官として牧を置いた。玄宗開元元年に雍州を改めて京兆府とし、その長官に府牧を置いたが間もなく府尹としたのである。州牧は親王を以て之に充てたのである。太宗、中宗、睿宗が王であった時、牧に任ぜられている。雍州は帝都長安の所在地であったから地方長官として殆んど親王を以て充てたが、実際は多くは遙領して官に之かず、別に長史を以て直接その任に当らしめたのであった。唐初は諸王が都督、刺史、府牧等に任ぜられたが、多くは遙領し、実際の任務はとらなかつた。旧唐書<sup>卷二</sup>太宗本紀貞觀元年に安州大都督趙元王元素、同八年越王泰、同十一年魏王泰、<sup>卷四</sup>岐州刺史潞王賢等がそれぞれ雍州牧に任ぜられており、王以外では吏部尚書楊恭仁が雍州牧となっているから必らずしも王とは限らなかつた。<sup>⑥</sup>牧の任掌について掌宣風導俗、肅正所部、或以親王、居閣而遙領焉。とあるが任掌

唐代の京兆尹とその統治について

については後述する。

開元元年雍州を京兆府、洛州を河南府と改め、雍州長史を京兆尹とし、洛州長史を改めて河南尹とし、開元十一年に并州を太原府と改め太原尹を置いた。京兆、河南はそれぞれ都のある所であり、太原は唐高祖の起った所であるからこれを特別区とし、地方の州と區別したのであった。各府県の官僚組織、機構、官員等は皆京兆府と同じくし、地方の州の官僚機構より大であった。

唐の京兆府の官僚数は隋のそれより多かつた。隋の京兆郡は尹以下、左、史合せて二百四十四人であつたが、唐の京兆府は合せて三百五十五人であり、そのうち品官は二十八人<sup>⑦</sup>であり、品官は十七人であつたから唐の京兆府、河南府、太原府の官員が相当増加したことがわかる。特に京兆府は天子禁衛の所在地であり、人口も多く、その任掌も多かつたものと考えられるし、中央官僚との関係も深かつたと思われる。

両者の官員を比較すると次の通りとなる。

三府官と上州官員の比較（六典卷三〇府県官吏による）

三府官員		上州官員	
牧	一人 從二品	刺史	一人 從三品
尹	一人 從三品	別駕	一人 從四品下
少尹	二人 從四品下	長史	一人 從五品上
司錄	二人 正七品上	司馬	一人 從五品下
參軍事		參軍事	一人 從七品上
		府史	



とあって京師長安を東西二つに分けて街東を万年県、街西を長安県とし、それぞれ県令が長官としてその行政、司法を掌り、京兆尹がこれを統轄することになっていた。従って万年、長安県令は県令として最高の地位にあり、その成績顕著なものは京兆尹に抜擢された。

隋代京兆郡の大興（唐の万年）、長安、河南郡河南、洛陽四県令は他の県より品階高く、正五品としたが唐代京県令は正五品上、畿県令は正六品上とし、同じく地方県令より品階が高かったことは左表の通りであった。（六典<sup>卷</sup>三〇府県官吏による）

県	県令	県丞	県主簿	県尉
京県	正五品上	従七品上	従七品上	従八品下
畿県	正六品上	正八品上	正九品上	正九品下
上県	従六品上	従八品下	正九品下	従九品下
中県	正七品上	正九品上	従九品上	従九品下
下県	従七品下	正九品下	従九品上	従九品下

地方中、下県の令、丞、主簿、尉は各々一人ずつであったが、畿県、上県は尉を二人とし、京県は丞、主簿各々二人ずつ、尉を六人置いたことはそれだけ任務が多かったことがわかる。京県令の正五品上の品階に相当する官に、諫議大夫、御史中丞、給事中、中書舍人があり、給事中、中書舍人は美官といわれ、京県令はそれと同じ品階であり、地方長官として重要な地位にあった。

初め地方官に任ぜられる者は地方州の県尉であり、直ちに京県、畿県の県尉に任ぜられるものは進士の成績優秀なものか、それとも蔭など特

唐代の京兆尹とその統治について

別のものでなければ任用されず、一度は地方県尉に出て後、京県、畿県尉に任用されるのが順序であった。京畿県尉や京畿県令は昇進の関門であったようで、盧懷慎、崔日用、李人、崔滉、肅嵩などは何れも京畿県を経て宰相、大官になったもので、盧懷慎は進士から長安県尉、監察御史、御史中尉を経て宰相となり、崔日用は芮城尉から畿県の新豐県尉、監察御史を経て宰相となり、肅嵩は河南洛州參軍から畿県の醴泉尉、監察御史を経て宰相となっている。其他列伝に多く見えており、枚挙に暇がない。

或言於上曰、今歲選叙大濫、県令非才、郟城令韋濟詞理第一、擢為醴泉令、余二百余人、不入第、且令之官。

とあるは玄宗が特に地方県令を試験し、韋濟を抜擢して畿県令としたのであって、醴泉令は京県令につぐ畿県令のうち最も高い位置にあり、玄宗が地方政治を重視していたことが察せられる。このことは待遇、俸禄などの上にもあらわれている。勿論官僚の俸禄は時代によって異っているが大歴十二年の俸禄に、京兆尹及諸府尹各八十貫、少尹兩県令各五十貫、奉先、昭応、醴泉等県令司録各四十五貫畿令各四十貫、判士兩県丞各三十五貫、兩県簿尉奉先県丞各三十貫。

とあって京県令は畿県令よりも多く、畿県令のうち奉先、昭応、醴泉県令は他の畿県令よりも多かったのはその地位と人口の多かったからであろう。玄宗が革済を醴泉県令に抜擢したことは京県につぐ重要な県であったからであろう。大歴十二年の俸禄は中央官僚より地方官僚に厚くしたので府尹、刺史は同じ品階の中央官よりも多くし、府尹や刺史より品階の低い諸司侍郎、給事中、中書舍人等の俸禄四十五貫に対して殆んど

倍額であったことは地方官の優遇を図ったものであった。

府牧、府尹の任掌は都督、刺史の任掌と同じであった。六典<sup>三〇</sup>三府州県官吏に、

肅清肅邦畿、考覆官吏、宣布德化、撫和齊人、勸課農桑——不率法令者糺而繩之、其吏在官公廉、正已清直守節者、必察之——皆考課、——若獄訟之枉疑、甲兵之徵遺、興造之便宜——亦上聞。とあり、通典<sup>三三</sup>州郡に、

掌宣風導俗、肅正所部。と見えている。即ち行政と司法が主な任掌であり、一、管内の肅正、治安維持、二、属僚の監督、官僚の考課、三、農桑の奨励、四、不法の取締りの四つに分けられる。

尹、少尹、別駕、長史、司馬式府州之事、以紀綱衆務、通判列曹、歳終則実入奏計。

とあるが、尹は既に府の長官であり、次官ではなかったから少尹が次官で、別駕、長史、司馬は州の次官であり、府にはなかった。府尹、少尹は管内の綱紀の肅正、属僚の監督が任掌であって少尹は長官の府尹を補佐した。

列曹というのは各曹参軍をいっているのであり、六曹参軍があつて、功曹は官吏の考課、選挙、倉曹は租賦の徴収、戸曹は戸籍と田土、兵曹は武官の選挙と兵器、法曹は法令獄訟、士曹は津梁、舟車、交通等をそれぞれ分掌し、府尹がこれを統轄したもので、各州の場合それぞれ一名ずつ但し司戸、司法は二名ずつであつたが府の各曹はそれぞれ二名置いた。京兆府の各曹参軍から京畿丞主籍に昇任するか、地方の県令に出るのが順序であつた。

京兆府の官僚は府尹を初め、京畿県尉に至る品官は何れもその選任に

留意したことは既に述べた通りである。京兆府は帝都長安があり、三省、六部、九寺、御史台、十六衛等諸官庁があり、長安を中心として王公、貴族、官僚、豪富も多く、且つ多くの人口をもっていたのでその行政は相当困難であり、種々な問題があつた。そこで有能で実行力がある者を任命しなければならなかつた。次に京兆府尹や京畿県令について具体的に述べよう。

### 三、

京兆尹や京畿県令の重要な任掌は管下の政治を肅正することにあつた。即ち治安の確保にあつた。治安を乱し、社会秩序を乱し、法を乱すものの取締りをするのが最も緊急は問題であつた。隋末唐初の乱離に際して豪強各地に割拠し、特に京兆府を中心とする三輔には豪強、豪右が集まり、時に反抗し、時に法を乱すものがあつた。彼等は国家に事があると勢力を伸ばし、命をきかず、彼等を抑圧するのは困難であつた。京兆府は王公、貴族、官僚、豪族、豪右、豪富の居住地であり、彼等は豪強と結托し、法を無視し、貴族、官僚が豪強化することもあり、また宦官、禁軍が勢力を得て豪強となることもあつた。豪強とは単に豪族、豪右、大姓、豪猾を指すのみならず、貴族、官僚、宦官のうち社会秩序を乱し、民衆を圧迫したのも唐代では豪強といつても差支えなく、列伝にも以上のような意味で豪強を指す場合が少なくない。

京畿県令や京兆尹、河南尹のうち豪強抑圧に名をあげたものを述べて見よう。睿宗の時、李朝隱は長安令となつて宦官抑圧に令名があつたので拔擢されて河南尹となつた。

尋遷河南尹、政甚清嚴、豪右屏跡、時太子舅趙常奴恃勢、侵害平人、朝隱曰此而不繩何以爲政、而杖之上聞。

李朝隱が長安令から河南尹になったのは玄宗開元二年であったが、睿宗の後をうけてまだ京兆、河南には豪強が勢力をもっていたことがわかる。玄宗開元、天寶の治世豪強のことが列伝に見えるが、安史の乱を経た後、憲宗、穆宗の時、河南、河北、淮西藩鎮の反乱があり、これに乗じて各地に豪強跋扈し、ことに京兆府の治安は乱れた。そこで豪強を抑圧し、治安を維持する必要があった。

王正雅⑬元和十一年拜監察御史、三爲長安令、當穆宗時、京邑号爲難理、正雅抑強扶弱、有美声、會柳公綽爲京兆尹、上前褒賞。

王正雅は長安県令となって令名をあげたのであった。京邑とは長安県のことであり、ここでは豪強が多く、王正雅は豪強を抑圧し、弱きを扶けて善政を行った。京邑の長安を治めるのは難中の難であった。

旧唐書卷一六五 柳公綽伝に、

仲郢⑭數月復出爲河南尹、以寬惠爲政、言事者、以爲不類京兆之政、仲郢曰、輦轂之下、彈壓爲先、群邑之治、惠養爲本、何取類耶。

柳仲郢は柳公綽の子で、父公綽は京兆尹、子仲郢は河南尹となったのは宣宗の時であった。仲郢は民を養惠するのを政治の根本とした。

ところが河南の政治が京兆と異っているのは何故かと言われ、京兆は天子の居る所であり、治安維持のため弾圧政策が政治の第一要件であると答えている。同じ府尹であっても京兆府の政治理念は根本的に他の河南、太原府や各州の政治と異にし、豪強弾圧であったことである。京兆府にはいつの時代でも豪強、姦猾の徒が跋扈し、その間に群盜横行する

唐代の京兆尹とその統治について

という状態であったことがわかる。

豪強弾圧で有名であったのは劉栖楚である。旧唐書卷一五四 劉栖楚伝に、遷起居郎、至諫議、俄又宣授刑部侍郎、丞郎宣授未有之也、改京兆尹、摧抑豪右、甚有鉤距、人比之於西漢趙廣漢、後特權寵、以詞氣凌宰相韋廋厚。

劉栖楚はその出身寒微で、李逢吉によって推薦せられ、起居郎から累進して京兆尹となった。彼が京兆尹となったのは李逢吉、牛僧孺の党であったからである。これまで京兆尹は殆んど門閥出身か、官僚貴族出身のものであったが、劉栖楚は全く寒微出身で京兆尹となった。栖楚が強硬な抑圧政治を行ったのは当時朋党の兆があり、恐らく豪右と結んだのではなかるうか。また寒微出身であったから却って弾圧し易かったに違いない。劉栖楚を漢の趙廣漢に比較しているが趙廣漢の政治について漢書卷七六に見えており、豪強、姦猾の取締まりを徹底的に行つたことは有名で、録田氏も趙廣漢の政治について述べている。

宰相温造の子温璋は蔭を以て仕官し、郡刺史を歴任して京兆尹となった。特太深、豪右一皆屏迹とあるように、敬宗以後、依然として豪強跡を絶たず、唐末黄巢の乱に跋扈して人民を苦しめたのであった。また豪強と同時に游俠の跋扈があり、京兆民衆を苦しめていた。

先是京師有不肖子、皆著異帶持挺、剽閭里、号閑子、京兆尹始視事、輒殺其尤者、以怖其余、寶滿治京兆、至殺數十百人、稍稍憚賤、巢入京師、人多避難、宝雞閑子掠之、吏不能仁厚素知其状、下約入邑閭一殺千人一自是閭里乃安。

不肖子、閑子というのはその実態がわからないが、恐らく游俠か浮浪者

と思われるが京兆には常にこれらが出没して民衆を苦しめていたに違いない。京兆尹が任務につく時先づこれら不良のものを或は殺し、或は弾圧したものであり、ことに黄巢の乱に乘じ、避難民を奪掠し、官吏これを制する能わず、高仁厚がこれらの徒数千を殺したので閭里安じたと見ている。これらの豪強、姦猾、不良の游民、游俠など恐らく京兆には常に存在して良民を苦しめていたものであろう。

唐代を通じて各地に強豪、游俠、姦猾が跋扈して害したことは列伝にしばしば見られる。律令体制下、官僚機構が整備されたとはいえ、末端になると下級官吏が法を守らず、或は豪強、姦猾と結び民衆を苦しめたことが少なからずあったし、豪強が不良の徒と結び群盜これに附随するものもあった。

(王方翼) 永徽中累授安定令、誅大姓皇甫氏而盜賊止息。

とあるは王方翼が高宗永徽中、安定県令の時大姓豪族皇甫氏を誅したので盜賊も趾を絶ったとあり、  
韋湊—永淳二年、解褐婺州參軍、累轉楊州參軍、州人前仁壽令孟神爽、數犯法、交通貴戚、前後官吏莫敢繩—湊無假借、遂杖殺。

前県令が法を犯し、貴戚と通じて横暴を極め官吏の命を聴かず、遂に杖殺されたのである。

(尹思貞補隆州參軍、時晉安県有豪族蒲氏、縦横不法、前後官吏莫能制、州司令尹思貞推案、發其姦贓万計、遂論殺之。

とあるが隆州晉安県の豪族不法で官吏之を制するを得ず、參軍尹思貞が之を殺したが、姦贓百万とあるを見てもその生活がわかる。

(馮宿為河南尹洛苑使、姚文壽從部下、侵欺百姓、吏不敢捕とあり、また

王起鎮蒲州、有豪民住西、大勢者立擒而鞭之、一境獲濟。と見えている。  
韋湊、王方翼は高宗の時代であり、尹思貞は則天の時代で何れも江南、四川等であって經濟の發達した處であり、馮宿、王起は文宗の世河南、河中に長官であった時のことである。このように豪族、大姓、豪強等が法を守らず、社會秩序を亂し、民を害し、官吏も之を制することができぬという状態であった。早くから經濟發達し、文化の中心となり、人口の多かつた京兆府には豪族、豪強、游俠、姦猾が集まり、民を害し、社會秩序を亂し、時に群盜横行していたことと考えられる。

豪強と同じく宦官が權力を恣にして民を苦しめた。宦官は武后の時から勢力を伸ばし、玄宗の時には三品以上の者千余人、七品以上の者三千人となり、王公、貴族、官僚と結托し、高官を得んとして賄賂盛んに行われ、京県、畿県に入込んで請託を事として民を害し、京兆尹や県令は宦官の悪事を庄えるのは仲々困難であった。旧唐書<sup>卷一〇〇</sup>李朝隱伝に、遷長安令、有宦官閭興者、詣県請託、朝隱命拽之、睿宗聞而嘉歎、延召朝隱勞曰、卿為京県令能如此、朕復何愛。

とあるが、睿宗の世、宦官が長安県に入って請託を行い、貨賄を民から収奪していたので、長安県令李朝隱が宦官を捕えたのであった。長安の民政を安定し、治安を維持し、不法を取締る長安県令の任務は大であったといわなければならぬ。

近者品官入県、有乖儀式、遂能責之、以礼繩之以懲、但闢豎之流、多有憑恃、柔寬之代、必弄威—今思欲旌其美行、遷以重職為時屬。

とあり、いくら長安県令でも県令より官品の高い貴族、官僚、宦官を捕縛するのは容易でなかった。然るに宦官を捕えたので特にその剛烈を表

せられて中上考を賜わった。

京兆府は長安を中心として豪強の跋扈、宦官の専横、禁軍の横暴甚しいものがあつた。地方州の刺史と異り、京兆尹はこれらのものを取締まり管下を肅正しなければならなかつた。

宦官は憲宗の世から益々勢力を得、王守澄の如きは尤も専横で、盛に賄賂を入れ、皇帝でさえ制する能わず、まして宰相、重臣と雖もその専横を言うものなしという状態であつた。文宗は宰相宋錫、京兆尹王播等と宦官を誅せんことを謀っている。吏部侍郎王播を京兆尹としたのは敢て宦官を肅正せんためであつた。しかしこの計画は洩れて却つて宰相らが罷免され、宋申錫の冤罪をいうものなしとあり、然るに京兆尹崔瑄らが上疏して恐れず、このように京兆尹は宦官の専横に対して常に監視し、肅正しなければならなかつた。

宦官の専横とともに禁軍の横暴甚しいものがあり、禁軍兵士が畿田に屯営して凌暴し、民を害し、為めに民大いに苦しんだ。長安の姦猾が之に乗じて益々横暴を恣にした。京兆尹、京県令さえもこれを制す能わず、そこで憲宗は強硬な態度で臨み、禁軍、豪強を抑圧せんとし、

貞元末、実輩敗一復改京兆尹、先是禁軍影占編戸、無以區別、自於陵請致挾名、每丁五丁得兩丁入軍、四丁三丁各以条限、由是京師豪強復知所畏。

禁軍の横暴に対しては強硬な対策が必要であつた。禁軍は編戸を占め、丁を徴発していた。そこで京兆尹楊於陵がそれに制限を加えたのでその間に禁軍、豪強、姦猾が民を苦しめていたが遂に抑圧されたのであつて京兆尹は彈圧政策をとる必要があつた。

唐代の京兆尹とその統治について

前に述べたように地方藩鎮討伐のために中央京兆府の治安維持が必要であつた。中央京兆府は豪強、禁軍の横暴を彈圧しなければならなかつた。旧唐書卷一五四 許孟容伝に、

元和四年拜京兆尹、賜紫、神策吏李昱、領長安富人錢八千貫、滿三歲不償、孟容遣使收捕械繫、尅口命還之、不及期日当死。

とあるが、このような例が他にもあつたのではなからうか、神策禁軍が富商から多額な金品を横領することがしばしばあつたと思われる。

京兆尹許孟容が之を捕えて処分したのであるが、富商、一般民衆も禁軍に苦しめられた。⑤ 自兵興已來、禁軍有功、又中貴尤有渥恩者、方得護軍、故軍士益縱橫、府県不能制、孟容剛正不懼以法繩之——自此豪右斂迹、威重大振。

とあり、徳宗の世宦官竇文場、霍仙鳴が寵を得、それぞれ神策護軍中尉となり、神策禁軍を領し、之を己が意のままに操縦し、その權勢天下に振い、藩鎮節將多く禁軍から出で、台省の要官また禁軍から出たとあるように、宦官、禁軍は益々横暴を極め、特に中央京兆府は甚しかつた。禁軍は長安を初め京畿県に列置され、民衆を苦しめたが、京兆府、京畿の官吏は禁軍を制する能わず、相当強圧手段を以てしなければ、到底その命を聴かなかつた。

そこで京兆尹許孟容が禁軍の横暴を彈圧したしたのである。⑥ 然臣為陛下尹京畿、非抑豪強、何以肅正輦下。とあるように許孟容の毅然たる態度がわかる。ここにいう豪強とは禁軍を指すものではなからうか。或は禁軍と結んだ宦官と禁軍を指すものかとも思われる。許孟容は京兆尹として輦下を肅正するのが先決とし、遂に豪右その迹を絶つたといわれる。

憲宗の世に京兆尹として活躍したものに李鄴、鄭雲達、韋武、李夷簡、許孟容、呂元膺、王播、李鈞、李俯、竇易直など十数名に上っている。憲宗在位十五年、その間、四川、河南北、淮西の諸藩鎮を平定し、強硬政策をとった。中央京兆の治安維持のため、宦官、禁軍、豪強を弾圧しなければならなかった。これら京兆尹の中でも最も強圧政策を行ったのは許孟容、呂元膺、李鄴、王播等であった。京兆尹はその職にあるもの長くて三年、短きは数月で、憲宗朝の京兆尹は平均一カ年、長くその任に留まらなかったことは豪強抑圧、姦猾取締り等の劇職であったからであろう。

旧唐書 卷一五六 李鄴伝に、

元和初、以京師多盜、復選為京兆尹、擒奸禁暴威、威望甚著。

徳宗、順宗は藩鎮の跋扈に苦しみ、その対策当を得ず、ために京師に群盜横行して憲宗元和に及んだ。多盜とは宦官、禁軍、豪強を中心としてその横暴に附随して姦猾、不良の徒が盜を為すものであると思われ、これが、これら多盜が京師に横行し、民を害したものであり、また禁軍の掠奪もあり、京師民衆は苦しめられたに違いない。京兆尹李鄴はこれら姦猾を捕え、その暴威を禁じたのであって、京兆尹はこれらを弾圧し民政を安定するか否かが問題であった。よく弾圧するものはその威望高まり弾圧に失敗すると威望落ち京兆尹を免ぜられたものであろう。

王播は憲宗元和五年、許孟容に代って京兆尹となっている。旧唐書 卷一六四 王播伝に、

時禁軍諸鎮、布列畿内、軍人出入、屈韃佩劍、往々盜發、難以擒姦、而播奏請、畿内軍鎮將卒出入、不得持戎具、諸王附馬權豪之家、詔從之、

自是姦盜弭患。

これによると、畿内即ち京兆府及其の附近の州に禁軍諸鎮が列置され、畿内を警備すべき禁軍將卒が武器を持って盜賊行為をなすものあり、為めに姦猾を捕えがたく、そこで禁軍將卒の武器所有を禁止し、また王公貴族、官僚等の狩猟具を禁止することにしたのである。

当時禁軍が民衆を圧迫し、武器を貸して威嚇し、財物を収奪していたものと思われる。王播は初め御史から京兆畿県の三原令となった時、及臨所部、政特脩明、特勢豪門、未嘗貸法、終歲考課、為畿邑之最。とあって畿県令として豪族、豪強を抑え、これを取締まってその考課第一とやられ、名声あり、やがて京兆尹に累進し、禁軍の横暴に対する抑圧策を立てた。

漢代では三輔の最も重要な職掌は、京師に於ける豪強姦盜の取締まり禁備逮捕に当ることであったが、唐代では邦畿を肅正し、治安維持に当り、豪強を抑圧するのが京兆尹や県令の重要な任掌であった。漢代で三輔の協力者にして専ら京師の武事を担当する者は中尉―執金吾であった。唐代では京兆尹と協力して京師の武事を担当し、その警備に当るものは南衙禁軍の左右金吾衛であった。

左右金吾大將軍、將軍之職、掌宮中及京城晝夜巡警之法、以執禦非違。これによると、左右金吾大將軍以下が宮中及び京城を警備し、非違の取締まりに当たったものである。即ち長安禁裏と京兆府の警備に当たった。宮中警備の最高責任者であった。

中郎將掌領府屬、以督京城内左右六街、晝夜巡警之事、左右郎將武焉、余如左右街。

とあり、中郎將が京城内左右六街を督して、昼夜巡警し、その不法非違を取締まり、治安維持に當った。通鑑<sup>卷二三五</sup> 憲宗元和十一年註に、金吾左右街使、各一人掌分察六街徼巡。

とあり、六典に金吾街使は見えぬが、その職掌から見ると、左右郎將が京城内左右街を督察するからこれを金吾左右街使といったものである。また左右巡使というのがある。

広徳二年九月、御史中丞兼戸部侍郎五延昌充左巡使、御史中丞源休充右巡使、元和八年薛存誠奏、得兩巡御史狀、以承平。

とあって金吾左右街使とともに安史の乱以後更に警備を強化する為に左右巡使が置かれた。旧制兩街、本属台司、其所由毎月衙集、動靜申報。

とあって左右兩街巡使は御史台に属し御史、監察御史が左右巡使として巡察し、その違失を糾察していた。通典<sup>卷二五</sup> 監察御史に、分為左右巡、糾察違失、以承天、朱雀街為界、毎月一代將晦、即巡刑部大理東西徒坊金吾及獄獄。

とあって監察御史が左右巡使として刑部、大理、金吾及び獄獄を巡察し糾弾していた。

このように京師京兆府は金吾衛、御史台等が互いに表裏となって警備体制が布かれ、金吾衛は武事を京兆尹は武事以外の全般の治安維持、豪強、姦盜の取締まりを、御史は不法を糾察したものである。

金吾街使と左右巡使の警備糾察について京兆尹柳公綽が京兆尹となつて初めて府司に赴いた時、神策小將が前導を横切つたので杖殺した事件があった。憲宗は公綽の杖殺を詰問した。

公綽は京兆は輦轂の師表である。然るに神策小將が突然横切つたことは

唐代の京兆尹とその統治について

陛下の詔命を軽んじ、無礼の人を殺したのである。神策軍將たるを知らず、奏するに當らず、若し街に死せば金吾街使が奏し、坊内にあれば左右巡使當に奏すべし、とあるが、京兆尹は不法無礼な者を杖殺することができたのであって、当時柳公綽は毅然として答えたので憲宗は敢て咎めなかった。これによると、金吾が左右街使として六街を巡警し、御史が各坊内を巡警し非違を糾察したことがわかる。

#### 四、

京兆尹や京畿県令等の地方長官は特に豪強彈圧と治安維持に意を用うるとともに管下農民に対する農桑の奨励、農民生活の安定等民政に留意しなければならなかった。京兆府を中心とする関輔、京畿は土地狭く、人口多く、いわゆる狭郷であつて、規定通りの給田は支給されたとは考えられず、唐初は狭郷から寛郷への移住は禁止されていた。これは京兆府を中心とする京畿の農民にとっては堪えられなかったに違いない。畿内から畿外へ、京兆から他県への移住は許されず、既に太宗貞觀の初め畿内から他県への移住について論議されていることが旧唐書<sup>卷一九一</sup> 崔善為伝に見えており、崔善為は畿内の県から他県へ移住を許せば軍府折衝府兵の減少することを恐れ、強幹弱枝の軍府体制が虚近実遠となるとして移住に反対している。京兆京畿の均田農民に対する給田は恐らく規定の半分五十畝以下であつたに違いない。それでは租庸調の国家負担を堪えられず、生活の困難を來したことはいうまでもない。そこで漸く貞觀十八年に寛郷への移住が認められるようになった。しかし、永徽中禁賣買世業口分田、其後豪富兼併、貧者失業、於是詔買者、還地而罰之。

移住と同時に高宗以後、土地売買、貴族、豪族、豪富等の土地兼併が行われ、均田農民が業を失い、漸く他郷に逃亡するものがあり、国家はこれを禁止したが守られず、益々土地兼併が行われ、貴族、官僚、豪富の大土地所有が行われ、ことに京畿が甚しかったに違はなく、京畿農民は一層困窮を來したことを思われる。これに対して貧窮な均田農民の救済対策が立てられたが、京兆尹や京畿県令が如何なる対策をとったか史料には見えぬ。これは一府県や一州県の問題でなく、国家の重大な問題であった。貴族、官僚、豪富等は土地を兼併するとともに碾磑を所有し、水利灌漑を害し、農業を妨げ、農民生活を苦しめていたのである。

律令体制下、唐は強幹弱枝の方針の下に折衝府を設置したが、府兵の義務を有するものは給田される農民であったことはいうまでもない。ところが折衝府は関内、河東、河南に集中し、関内には全折衝府の半数近い二七三が設置され、そのうち半数の一三一を京兆府に設置されたのである。一折衝府を平均千人とすると、関内に約二七万、京兆府に約一三万の府兵が常置していたことになる。京兆府は戸数にして全口の約二十分の一、兵員にして約五分の一となるから給田されている均田農民は国家負担の上に、更に課役全免とはいえ兵役の義務のあったことは二重の負担があり、この負担に堪えなければならなかった。しかも戸口の比率に対して兵役の国家負担が重かったことは一層京兆府農民の苦痛であったに違いない。均田制の崩壊に伴って府兵制も漸く乱れ、玄宗開元中募兵に変化した<sup>④</sup>が、この募兵に応じたものが京兆府及び蒲、同、岐、華州の府兵及び白丁であったことは、彼等が貧窮から逃れんとしたものであるまいか。

さらに京畿は給田不足に加えて京官に職田を給したことは益々京畿農民の困窮を來す原因の一つとなった。唐朝は初め京官に京畿の地を支給した。後皆給百里内之地と改められたが、開元二十九年の改制による京畿は土地狭く、給田が不足する。そこで京官の職田は都畿即ち洛陽を中心とする河南府下に遷し、京畿即ち京兆府下にあった職田を貧窮京畿農民に支給すべしと見えているが、これは京畿農民の給田不足を救う対策であったが水く行われず、また京畿の土地に職田を復活している。

次に歳の豊凶による穀価に變動があり、ことに安史亂後穀価騰貴し、加えて水旱しばしば起り、京畿農民は困窮を告げた。

建中初、自兵興已來、凶荒相屬、京師米斛万錢、官厨無時之食、百姓在畿甸者、拔穀稔穗、以供禁軍。

とあって京師の物価騰貴と京畿農民の窮乏の状態が想像できる。

ところが貴族、官僚、豪商が土地を占有し、大邸宅を構え、華美を尽し、豪奢な生活をしていた。天寶の世、李林甫が京城邸第、田園、水磑、利尽上腴とあり、安史の亂以後、宰相元載が甲第室宇宏麗、冠絶當時、城南豪映別野、連疆接畛、凡数十所とあるはその甚しいものであり、また田唐書<sup>⑤</sup>卷一八王縉伝に、

京畿之豊田美利、多歸於寺觀、吏不能制。

とあって京畿の田地は貴族、官僚、豪商のみならず、寺觀の有に歸し、吏制する能わずとあるから京畿農民は或は土地を制限され、或は奪われに違いない。しかも京畿の官吏が之を禁ずることできず、農民は益々困窮せざるを得ず、加えて賦役の加重等國家負担に苦しんだに違いない。

徳宗の世、袁高によると、百姓貧乏で土地荒廃し、京兆府農民に対して土地を有し、耕牛無きもの土地を量って牛を給し、五十畝以下は給せず。と袁高が上疏しているが、当時五十畝以下の貧救農民が多かったことをあらわすものである。これを見ても徳宗貞元の初め農民生活の困窮が想像できる。

④ 計一農錢九万六千、米月七斛二斗一臣恐食七斛二斗とあり、また田以下肥瘠豊耗為率、一頃出米五十余斛、則畝纔五斗耳。

とあるように、五十畝の土地だけでは到底生活を支える能わず、まして五十畝以下の土地をもつ京畿農民の苦しみは察するに余りある。

然るに徳宗貞元十年、陸贄の奏請均節財賦によると、

⑤ 今富者万畝、貧者無容足之居、依託彊家、為其私属、終歳服劳、常憲不充、有田之家坐食、租税京畿田畝税五升、而私家收租畝一石、官一私取十穡安得食、宜為占田条限。

貴族、官僚、豪富の土地兼併、貧民の窮乏私斂が公税より重く、ことに京畿では一層甚しく私斂が公税の二十倍という状態であった。京畿農民の窮乏の状態を察することができる。然るに京畿の地方長官や属僚の中には苛刻な収斂によって農民を圧迫していた。

玄宗は初め、地方民政に留意したことは、農民生活の安定にあった。

従って地方長官の選任に意を用いたことは既に述べたが、即位の初め京畿県令を引見して京畿農民生活について恻養すべきことを言っているのは玄宗が地方民政を重視したことがわかる。従って開元の治世には京兆尹、刺史、県令等の地方長官を初め、地方官には有能なものがあつた。

地方長官は農民生活を保護し、民政の安定を図り、治安維持に務めなけ

ればならなかつた。開元の初、京兆尹、長安県令として善政を施し、農民を保護し、令名のあつたものに源乾曜、李元紘等がある。源乾曜は進士から累進して宰相となり、玄宗東都に行幸の時、京兆尹西都留守となつたもので、

⑥ 政存寛簡、不簡而理、一在京兆三年、政令如一。とあり、李元紘は世々京兆万年に居住し、雍州司戸、好時県令、潤州司馬、万年県令となり、所歴咸有績、開元初三遷万年県令、賦役平充不嚴而理。とあつてその政治寛容にして賦役平充し、農民生活を保護してよく理めた。俄擢為京兆尹、尋有令元紘、疏決三輔諸王公權要之家、皆縁渠磔以害水田、元紘令吏人、一分毀之、百姓大獲其利。

とあつて李元紘は万年県令から俄に京兆尹に拔擢されたことは、万年県令としての成績優れていたからであつた。京兆尹は多くは中央高官から任用される。正五品上から一躍従三品の京兆尹に任用されたことは異数といわなければならぬ。元紘は雍州司戸の時、太平公主と僧寺との碾磔の争いを解決したことでその手腕を認められ、畿県の好時県令となつた。

京兆尹になつた時、三輔王公權要の家が碾磔を立て水田の灌漑を害していたので、之を破棄し、農田を守り農民大いに利する所があつた。唐代では早くから王公、貴族、官僚、豪商及び寺觀等が土地を兼併、占有するとともに碾磔を作り、莫大なる利益を得ていた。碾磔は地方にも多く作られたが、王公、貴族、官僚、豪富の居住する京畿、三輔に多く作られた。

そのため水利灌漑を害し、それだけでなくとも規定の給田を受けぬ農民を苦しめたことは当時の大きい社会問題であつた。ことに宰相李林甫、宦官

高力士も京城西北に碾磑を有し、日破麦三百斛、とあるから何れも京城及びその附近に碾磑を有し利益を得、水田を害していた。

④至徳二年三月、戸部侍郎李栖筠、刑部侍郎王翊充、京兆少尹崔昭奏請、折京城北白渠上王公寺觀碾磑七十餘所、以広水田之利、歲收穫稻三百万石。

肅宗至徳二年に京城北白渠にあった王公、寺觀の所有する碾磑を戸部侍郎栖筠、京兆少尹崔昭らが奏請して之を破壊して水利を広くし、そのために稲三百万石を収穫し、農民を利したのである。

⑤大歴十二年、京兆尹黎幹、開開決鄭白二水支渠及稻田碾磑、復秦漢水道以灌陸田。

とある。京兆尹黎幹は以嚴肅為理とあって初めよく管内を肅正し、碾磑を破壊し、秦漢の水道を復し、灌漑して農民の保護に努めた。その上、長安京兆府近傍には官有の碾磑があり、王公、貴族、官僚及び寺觀の碾磑が多数存在して京畿農民に大なる害を与えていた。農民を保護し、農田を守ることが京兆尹、京畿県令の重要な任掌であった。碾磑は尚其後も依然として存し、農民を害していたがそれについては言及する必要がない。

開元時代、長安県令として名を挙げたものに裴耀卿がある。旧唐書卷九十九裴耀卿伝に、

開元初累遷長安令、長安旧有配戸和市之法、百姓苦之、耀卿到官、一切令儲畜之家、預給其直、遂無姦僣之弊、公私甚為便、在職二年、寬猛得中、及去官其人甚思詠之。

とある。和市とは物を出さしめて官が之を買いとるのであるが、恐らく

各戸に強制的に徴発して代償を払わず、長安百姓を苦しめたので富商から出さしめて代価を支給し、姦僣の弊を除いて長安の百姓の生活を安定させ、寬猛の政治を行ったのであった。やがて京兆尹となり、漕運対策を立てた。

## 五、

京兆尹、刺史、県令などの地方長官は農民を保護し、農桑を奨励し、賦役の均平を図り民生を安定することが重要な任掌であることは既に述べた通りである。時には水旱があり、農田を損し、収穫を上げることができず農民の生活困窮を来すことがしばしば起った。

しかしそのために賦税を収めることができず、地方長官の中には欺瞞して報告するものもあつた。ことに京畿の農民は時には苛斂誅求を受けることがあつた。

代宗、徳宗時代京兆尹、京畿県令の中で農民を圧迫し、欺瞞するものがあつた。

⑥大歴十二年秋霖雨害稼、京兆尹黎幹奏、畿臬損田、泥云、幹奏不実、乃命御史巡覆廻送、諸臬凡三万一千一百九十五頃、時渭南令劉溧附泥言、所部無損、戸部分巡、御史趙計復檢行、奏与溧合、代宗覽奏、以為水旱咸均不宜渭南独免、申令御史朱敖再檢、渭南損田三千余頃、上謂敖曰、県令職在字人、不損猶宜称捐、捐而不問、豈有恤隱之意也、卿之此行可謂称職。

これによれば水旱に際して農田の損害の有無を檢分し、賦役の減免等の対策を立てる資料としたものに違いない。大歴十二年霖雨のため農田

を害したので京兆尹黎幹が畿田の損害を奏したのは減免せんとしたものであるが、戸部侍郎判度支韓滉は財政の任に当り、苛刻な収斂を行わんとして黎幹の損田の奏は事実ではないとし、時に渭南県令劉濼が韓滉の言に同調し、捐田なしと言った。そこで御史趙計復が検行し、劉濼と同じ報告をしたので更に御史朱敖に命じて再検せしめたところ渭南の捐田三千余頃であった。恐らく畿田の損田三百余頃、渭南の捐田三千余頃が実状に近かったものに違いない。京兆尹黎幹及び御史朱敖の奏が比較的正しかったと思われる。渭南県令が戸部侍郎判度支韓滉に附して事実を報告せず、また御史趙計復もこれに同調したので、徳宗は県令の職は人を字すに在る。然るに県令が之を欺瞞したことは不可とし、渭南県令劉濼と御史趙計復を貶したのである。県令は京兆尹の命を受くべきであるに拘らず、判度支韓滉に附し、事実を報告しなかったことは賦税について、己が県令としての成績に関するからであり、当時地方官が各地に於て欺瞞し、農民の生活を顧みなかったものが少なくはなかった。

④韓臯―改京兆尹、奏鄭鋒為倉曹、專錢穀、鋒苛刻剝下為事、人皆咨怨、又勸臯搜索府中雜錢、折糶百姓粟麥等三十万石進奉、以固思寵臯納其計、尋奏鋒為興平県令、及貞元十四年夏大旱、粟麥枯稿、畿内百姓、累經臯陳訴、以府中倉庫虛竭、憂迫惑、不敢実奏。

とあるが、これによれば韓滉の子韓臯が中書舎人、兵部侍郎を経て京兆尹となり、鄭鋒を倉曹參軍事とした。倉曹は賦税の徴収を掌るもので、鄭鋒は農民を庄迫し、苛斂誅求を事とした。京兆府中の雜錢を搜索し、農民の粟麥三十万石を進奉として恩寵を固くせんとした。当時財政難で進奉によって之を救わんとし、地方官吏が進奉によって昇任を望んだ。

唐代の京兆尹とその統治について

そこで韓臯は鄭鋒を畿臬の興平令としたことは全く農民の犠牲において為されたものであった。ところが貞元十四年春夏旱害で粟麥が枯死し、農民が生活する能わず、畿内農民が陳訴したが、臯は敢て実奏せず、たまたま、中使即ち宦官が右庶子李愬の家に往った時、農民が実状を訴えたので之を上聞に達した。徳宗は、京邑為四方之則、長吏受親人之寄、実繫邦本、以分朕憂、苟非其才、是紊於理。

とあるように京畿臬は全国の範でなくてはならぬのにその政治を紊しているとし、覆試せしめたところ、凡て事実を奏しなかったとして京兆尹韓臯を撫州司馬に、鄭鋒を汀州司馬に貶したのである。前の渭南県令劉濼といい、また京兆尹韓臯、興平県令鄭鋒といい、当然府尹、県令として範を示すべきに拘らず、或は欺瞞し、或は農民を庄迫して収斂を事として実奏せず、遂に流貶されたのは当然のことであるが、京兆府のみでなかったと思われる。

④同じく貞元十七年に京兆尹等が欺瞞する事件があった。

遷給事中、十七年夏好畤県風雹傷麥、上命品官覆視不実、詔罰京兆尹顧少連已下、勅出孟容執奏曰、府臬上事不実、罪止奪俸停官、其於弘宥已美殊沢、但陛下使品官覆視、後更挾憲官一人、再令驗察覆視、隠欺益明。

これによれば京兆好畤県に風雹のため麥が損傷したので、覆視せしめたが事実を報告せず、京兆尹顧少連以下のものを罰した。給事中許孟容が府臬上事実せず、罪奪俸停官となったことについて論奏したものである。当時京兆尹や京畿県令がしばしば欺瞞していたもので農民の窮状を考へなかった。ところが貞元十九年夏旱農田を害した。

京師万国所会、強幹弱枝、自古通規、其一年税錢及地租出入一百万貫、臣伏冀陛下即日全放免之、其次三分放二、且使旱澗之際免、更流亡若播種無望、微斂如旧則必愁怨遷徙不顧墳墓矣。

とあって許孟容が旱害で京畿農民の流亡することを恐れ、その対策を上疏したもので、農民の困窮の上に更に微斂すれば農民は郷里を捨て、流亡するに違いない。として京兆農民救済策を立てたのである。水旱しばしば起り、農民が困窮したことがわかる。特に徳宗時代、地方藩鎮の乱があり、その上水旱があり、その為農田を害した。ところが地方長官や属僚の処置よろしきを得ず、農民の実状を考えず、収斂を事にしていたものもあり、また京兆尹や刺史県令は賦税収人と戸口増加、田野開墾等を考課の標準としていたので、農民の窮状を考えず欺瞞が多かったものと考えられる。

旧唐書 卷一三六 裴諷伝に、至京兆倉曹、一為河東租庸塩鉄転運使、時関輔大旱、請入計、代宗召使殿、問謂權酷之利、一曰臣自河東來、其間計歷三百里、見農人愁歎穀菽未種。

とあるが、京畿、関輔の旱害の実状を語っているが、京畿県令のこれについての対策はどうしていたかは見えていない。

旧唐書 卷一三五 李実伝に、貞元十九年為京兆尹、特恩寵強復、不顧文法、人皆側目、二十年春旱、関中大歉、実為政猛暴、方務聚斂、進奉以固恩顧、実奏曰、今年雖旱穀田甚好、由是租税不免、人窮無告、乃徹屋瓦木、売麦苗以供斂。

李実は司農卿から京兆尹となったが、宗室道王元慶の玄孫であったから、

法を顧みず、恩寵を恃み、側目された。貞元十七年につづいて旱害があったが、暴政聚斂を事とした。旱害あるに拘らず、穀田好しとして租税を免ぜず徹底的に農民を苦しめて収斂したのである。

二十一年有詔、蠲畿内通租、実違詔徵之、百姓大困、官吏多遭笞罰、剝割倍斂聚錢三十万貫、或犯者即按之、有乞丐丐髮固死、無者且曰死、亦不屈亦杖殺之、京師貴賤、同苦其暴虐。

これによれば畿内の租税免除の詔あったに拘らず、詔を守らず、之を徵して農民を苦しめ、暴虐の限りをつくしたのである。

先に述べたように、安史の乱後、関内、河南荒廢し、河南北の諸鎮が反乱し、国用不足し、そのため京師の富商に錢を出さしめ、それには京兆尹や長安尉が之を督察し、之に鞭打ち凡ゆる庄迫を加えて錢貨貯粟を出さしめ、囂々たるものがあつた。そのため犠牲になつたものは京城市民であり、遂に縊死するに至るものすあつた。旧唐書 卷一三五 盧杞伝に、繇是河南北連兵不息、度支杜祐計諸道、用軍月費一百余万貫、京師帑廩不支数月、一京兆少尹韋禎督責頗峻。長安尉薛萃荷校乘車、搜人財貨、意其不実即行、榜箠人不勝冤病、或有自縊死、如被盜、計富戸田宅奴婢等估、纔及八十万貫。

とある。いくら国用不足で軍費捻出のためとはいえ、その徵発甚しく、ことに京兆少尹韋禎、長安尉薛萃の峻嚴、暴虐は言語に絶するものであつた。国家に兵乱、蕃寇等あれば直接、間接に影響を受けるのは長安市民であり、京畿農民であつた。

或謂王黼、趙贊曰、懷光異歎憤、以為宰相謀議、乖方度支斂煩重、京尹刻薄、軍糧乖輿播遷三臣之罪也。

とあり、三臣とは宰相盧杞、戸部侍郎判度支趙贊、京兆尹王晷をいうのである。範を示すべき京兆尹が宰相等と謀議して京兆少尹以下をして暴虐を敢てなさしめたものである。

次に京城市民の苦しめられたのは宮市であろう。旧唐書一四〇張建封伝に、

(貞元)十三年、冬入謁京師一時宦者主宮中市買、謂之宮市、抑買人物、稍不如本估、末年不復行文書、置白望數十人於兩市及要鬧坊曲、闖人所売物、名為宮市、其夷奪之、一吳湊以戚里為京兆尹、深言其弊、建封入謁具奏之。

これによれば宮市が大なる弊害を与え、長安市民が非常に苦しめられていたことがわかる。宦官が宮市使となってからその権力によって長安市民から物を買っても代価も支払わず、時にはそのまま略奪することもあった。これについて京兆尹吳湊がその弊を上奏したものである。吳湊は度々上奏したが、宮市の弊は改らず、その弊を受けるものは長安市民であつた。それほど宦官の権力が強かつたのであり、吳湊もただその弊を具奏するのみで、その対策を立て宦官を抑圧したということもなかつた。宮市の弊は単に長安市民のみならず、農民にまでその弊を与えていたことは通鑑二三五 德宗貞元十三年の条に、

嘗有農夫、以驢馬、宦者稱宮市取之、与絹數尺、又索門戸、一農夫大涕泣、以所得絹与之、須得爾驢、農夫曰我有父母妻子得此、然後食、一我有死而已、遂殿宦者、街吏擒以聞、詔殿宦者、賜農夫絹十四、然宮中亦不為之政。諫官御史对策不聽。

とあり、依然としてその弊害が止まなかつた。旧唐書一五八 韋貫之伝に、

唐代の京兆尹とその統治について

子澳知制誥、一尋召翰林學士一出為京兆尹、不避權讒、京師讒。

とあるが韋澳が京兆尹となつたのは宣宗大中十年であつた。權勢、豪強を抑圧し、為めに京師肅正されたのであるが、京師はいつの時代でも権豪が勢力を得ていたのである。更に鄭光の莊吏が恣横で積年租税を納れなかつたので韋澳は之を執えた。そして鄭光の恣横の状を具奏し、法を以て処断せんとした。ところが宣宗は鄭光を愛していたので聴さず、澳は翰林學士から京兆尹となつたのは畿田の積弊を肅正せん為めである。鄭光莊吏は積年民を害しているのに罪を寛めんとしている。臣は詔を奉ぜず、そこで宣宗は韋澳の言に従い、遂に京兆府に於いて杖殺した結果租税數百斛を得たとあるが、当時莊吏が莊内の租を納めず、皆私腹を肥やしていた。韋澳は之を処断したもので、為めに權豪も恐れ、遂に惡弊を除いた。鄭光は前に金吾衛大將軍であり、大なる土地をもち、莊吏は主家の田租を掌るものであつた。

### む す び

唐代の京兆府は漢代の三輔の地域全部ではなかつた。京兆府は土地狭く、人口多く、京兆府の統治は全国に範たるべきであつたが、難治の地域であつた。京兆尹や京畿縣令は地方長官として重要な地位にあり、その任用に注意し、優れた者を用いなければならなかつた。

京兆尹や京畿縣令の重要な職掌は治安維持のため、豪強、姦猾の取締りと彈圧であり、農民の生活の安定保護対策であつた。玄宗開元の治世には優れた地方長官が出で比較的治安も維持され、京畿農民の生活も稍安定していたが、安史の乱後、物価騰貴、水旱があり、貴族、豪富の

土地兼併に伴う豪強の跋扈があり、とくに徳宗、憲宗の世、地方藩鎮の反乱があり、京兆を中心に豪強の跋扈があつて、この時代豪強を弾圧した京兆尹や京畿県令に名をあげたものがあつた。

代宗、徳宗の世は安史の乱以後、田土荒廃し、農民生活は困窮を告げた。ところが代宗、徳宗の世の京兆尹、京畿県令の中には農民を圧迫し苛斂誅求をするものがあつたことは中央、地方政治が紊れていたからに外ならなかつた。全国に範たるべき京兆尹、京畿県令の中には必らずしも優れたもののみを任用したとは限らなかつた。

【註】

- ① 鎌田重雄氏 秦漢政治制度の研究、漢代の三輔
- ② 通典 一六二 州郡
- ③ 新唐書 三七 地理志、京兆二十、華州四、同州八、商州六、鳳翔（岐州）九、汾州四、以上は京畿採訪使の管轄で合せて五十一となる。
- ④ 旧唐書 三八 地理志、京兆府大邑領二十三は次の県である。万年、長安、藍田、渭南、昭應、三原、富平、櫟陽、咸陽、高陵、櫟陽、醴泉、雲陽、興平、鄠、武功、好畤、益屋、奉先、奉天、華原、美原、同官
- ⑤ 旧唐書 六 武后本紀、載初二年の条
- ⑥ 通典 三二 州郡 通考 六三 京兆
- ⑦ 六典 三五 州縣官吏
- ⑧ 通典 三二 県令
- ⑨ 公要 七五 選部下、漢鑑
- ⑩ 通鑑 二一 玄宗開元四年 旧唐書 八八 韋嗣立伝

⑪ 公要 九一 内外官料錢上 貞元四年には京兆尹、常侍、大常、宗正卿は九十貫となる。

- ⑫ 旧唐書 一〇〇 李朝隱伝
  - ⑬ 旧唐書 一六四 王正雅伝
  - ⑭ 漢書 七六 趙広漢伝、遷京輔都尉、守京兆尹、上京兆政情、吏民称之、不容口、長老伝以為自漢興以來、治京兆者莫能及。
  - ⑮ 鎌田重雄氏、前掲論文、漢代の三輔
  - ⑯ 旧唐書 一六五 温造伝
  - ⑰ 新唐書 一八九 高仁厚伝
  - ⑱ 旧唐書 一八六 良吏 王方翼伝
  - ⑲ 旧唐書 一〇一 韋湊伝
  - ⑳ 旧唐書 一〇〇 尹思貞伝
  - ㉑ 旧唐書 一六八 馮宿伝 冊府元龜 六九六 牧守、抑豪強
  - ㉒ 冊府元龜 六九六 牧守、抑豪強
  - ㉓ 通鑑 二四四 文宗大和五年の条
  - ㉔ 旧唐書 一六四 楊於陵伝 新唐書 五〇 兵志
  - ㉕ 通鑑 二三八 憲宗元和四年の条
  - ㉖ 旧唐書 一八四 宦官竇文場、霍仙鳴伝
  - ㉗ 通鑑 二三八 憲宗元和四年の条
  - ㉘ 六典 二五 諸衛府、左右金吾衛
  - ㉙ 通鑑 二三八 憲宗元和十一年の条
  - ㉚ 旧唐書 一九一 方伎、崔善為伝
- 貞觀初拜陝州刺史、時朝廷之議、戸殷之処、得徙寬郷、善為上

表、稱畿内之地、是謂戶殷、丁壯之人、悉入軍府、若聽移轉、  
侵出關外、此則虛近夷遠、非經迫之議、其事乃止。

③1 栗原益男氏、府兵制の崩壊と新兵種、史学雜誌73、3

③2 新唐書 卷五二 食貨志

③3 新唐書 卷三七 地理志

③4 新唐書 卷五〇 兵志

③5 大崎正次氏、京官職田攷、史潮12、3、4

③6 会 卷九二 内外官職田

③7 新唐書 卷五二 食貨志 旧唐書 卷二四 劉晏伝

③8 旧唐書 卷一一八 元載伝

③9 旧唐書 卷一五三 袁高伝

貞元二年、上以関、輔祿山之後、百姓貧乏、田疇荒穢、詔諸道  
進耕牛、一委京兆府觀課、民戶勸責、有地無牛、百姓量其地  
著、以牛均給之、其田五十畝以下、人不在給限、高上疏論之、  
理慈所憂切、在貧下有田不滿五十畝者、犬是貧人、請量三兩家  
共、給牛一頭以濟農事、疏奏從之。

④0 新唐書 卷一四五 嚴郢伝

④1 新唐書食貨志、陸宣公奏議 卷二二 均節賦稅恤百姓事、通鑑 卷二三四 德宗貞元十

年の条に、其略曰、今京畿之内、每田一畝、官稅五升、而私家收租殆有畝至一  
石、是二十倍於官稅、一とある。

④2 旧唐書 卷九八 源乾曜伝

④3 旧唐書 卷九八 李元紘伝

④4 新唐書 卷一四六 李栖筠伝

④5 会 卷八九 疏鑿利人

④6 旧唐書 卷一二九 韓滉伝

④7 旧唐書 卷二九 韓滉伝

④8 旧唐書 卷一五四 許孟容伝

④9 旧唐書 卷一五四 許孟容伝

⑤0 通鑑 卷二四九 宣宗大中十年の条

上以久京兆不理、翰林學士、工部侍郎韋澳為京兆尹、澳為人公  
直、久視事、豪貴斂手、鄭光莊吏恣橫、積年租稅不入、澳執而  
械之、一對曰、陛下自内庭用臣為京兆、欲以清畿甸之積弊、若  
鄭光莊吏、積年為蠹、得寬重辟、是陛下之法、独行于貧戶、臣  
未敢奉詔。注に莊吏掌主家田租也。と見えてゐる。

唐代の京兆尹とその統治について